

事務連絡
令和3年3月30日

各都道府県・政令市産業廃棄物主管部（局）御中

環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課

水銀廃棄物ガイドライン第3版の公表について（事務連絡）

廃棄物行政の推進については、かねてより格別の御尽力をいただき御礼申し上げます。

さて、水銀廃棄物については、平成29年8月に発効した水銀に関する水俣条約（以下「水俣条約」という。）において、環境上適正な方法で管理することが求められています。

我が国では、同条約を担保するため、これまで廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）等を改正し、水銀廃棄物の処理基準等を定めたほか、水銀廃棄物ガイドラインを作成・改定し、国内における水銀廃棄物の適正処理の確保に努めてきたところです。

昨年末には、水俣条約の規定に基づき水銀使用製品の製造等が原則禁止とされたことから、今後水銀の需要が減少し、国内で処理しなければならない水銀廃棄物が増加することが見込まれており、水銀廃棄物の適正処理を一層推進していく必要があります。

このような背景を踏まえ、専門家から技術的助言を得た上で、水銀廃棄物ガイドラインを改定し、廃水銀等処理物の埋立処分方法に関する技術的事項の具体化等を行いました。

貴職におかれましては、水銀廃棄物の適正処理を推進するため、事業者の指導等において引き続き当該ガイドラインを参考としていただくとともに、当該ガイドラインの事業者への周知等に努めていただきますよう、お願い申し上げます。

添付資料（環境省ウェブサイトにも掲載しています。）

- ・水銀廃棄物ガイドライン第3版
- ・水銀廃棄物ガイドライン改定に係る新旧対照表

<http://www.env.go.jp/recycle/waste/mercury-disposal/index.html>

<連絡先>

環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物規制課

担当：寺西、伊藤

TEL：03-5501-3157（直通）

E-mail：hairi-tekisei@env.go.jp

水銀廃棄物ガイドライン第3版の主な改定箇所

第3版の公表に当たり、廃水銀等処理物の埋立処分方法に関する技術的事項の具体化等を行ったところ、主な改定箇所としては以下のとおりです。

■ 「3.2.1 排出事業者の役割・責務」

- 廃水銀等の固型化方法等について、最終処分業者まで情報が伝達される必要がある旨を追記

■ 「3.7.1 最終処分基準」

- 雨水浸入防止のための容器構造物（廃水銀等処理物を収めるもの）の外枠及び不透水層を設計・施工する際の、措置の例や留意事項について追記
- 容器構造物を埋め立てる際の位置及び措置の例や留意事項について追記
- 容器構造物の埋立後の雨水浸入防止に関する更なる追加的措置をコラムにおいて例示
- 容器構造物について、具体的な条件下における設計の計算をコラムにおいて例示し、その計算例の詳細を別添資料に記述

■ 「3.7.2 最終処分場の維持管理」

- 埋め立てた廃水銀等処理物の記録等が廃止の申請の際に必要な旨及び記録等の書面の例を追記し、廃止後も土地所有者において保管されることが望ましい旨を追記
- 個別の状況や協議等による最終処分場内外における追加的なモニタリングの実施について追記

■ 「3.7.3 最終処分場の廃止」

- 廃水銀等処理物が埋立処分されている管理型最終処分場の廃止に当たって、雨水浸入防止措置に関する考え方を追記
- 最終処分場の跡地への自然災害等による影響を想定し、埋め立てた廃水銀等処理物の記録等が廃止後も適切に取り扱われることが望ましい旨を追記